

大宮・西武園競輪場撮影要領

(目的)

第1条 この要領は、本場・場外開催日において大宮・西武園競輪場内（管理エリアを除く）で個人・企業又は団体等がカメラ・ビデオ等を用いて行う撮影（以下「場内撮影」という。）について必要な事項を定める。

なお、大宮・西武園競輪場の管理エリアでの撮影及び選手の取材に付随する撮影に必要な事項は別途定める。

(場内撮影)

第2条 大宮・西武園競輪開催日及び場外発売日における場内撮影については、第3条及び第4条の場合を除き原則として許可する。この場合、事前申請は不要とする。

(禁止行為)

第3条 次の各号に該当する場合は、場内撮影は禁止するものとする。

(1) 競輪の競走に支障が出る場所での撮影

- ア 金網に登っての撮影
- イ ゴール線真横からの撮影

(2) 他のお客様への迷惑行為等に当たるもの

- ア 他のお客様に対しカメラを向ける行為及び個人が特定出来る写真の撮影
- イ 肖像権や著作権を侵害する恐れのある行為
- ウ フラッシュやライトを用いての撮影
- エ 三脚など自立する器具を使つての長時間撮影
- オ ドローン等遠隔操作を用いての撮影
- カ 営利を目的とした撮影（次条の場合を除く）
- キ 施設の他の利用者に不都合が生じる恐れがあると認められる行為
- ク その他、施設の管理及び競輪の運営上、支障があると認められる行為

(取材又はインターネット等での配信を伴う撮影の許可申請)

第4条 大宮・西武園競輪場内において、取材又はインターネット等での配信を伴う場内撮影を行おうとする者は、大宮・西武園競輪開催執務委員長（以下、開催執務委員長）に対し、撮影許可申請書（別紙1）により申請し、次条第1項の許可を得て撮影しなければならない。

(撮影可否の判断)

第5条 開催執務委員長は、前条の申請があったときは、申請に係る撮影内容が次の各号のいずれにも該当すると判断する場合に限り、第3条に規定する禁止行為を行わないことを条件に場内撮影を許可できる。

(1) 過度に射幸心を煽らない内容であるもの

- (2) 競輪の発展に資する内容であるもの
- (3) 施設の品位を損なうおそれがないもの
- (4) その他、競輪の適正な開催に支障を及ぼすおそれがないもの

2 開催執務委員長は、前項により場内撮影の可否を決定したときは、撮影可否通知書（別紙2）により、申請者に通知する。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び、それらの統制下にある個人・企業又は団体等からの第1項に基づく申請は許可しない。

4 大宮競輪場内でインターネット等での配信を伴う場内撮影を行おうとする者は、本条第1項に定める許可に加え、埼玉県都市公園条例に基づく行為の許可を受けなければならない。

（退場命令）

第6条 場内取締委員は、撮影者が第3条及び第4条に違反する行為を行った場合は撮影物を消去の上、大宮・西武園競輪場から退場を命ずることができる。

（削除要請）

第7条 第5条第1項に定める許可を受けず、または第5条第1項の許可を受けた撮影者が大宮・西武園競輪場内で撮影した映像を使用して、社会通念上好ましくない内容でインターネット上に公開した場合、開催執務委員長は削除を命じることができる。

2 第5条第3項に定める許可を受けず、大宮競輪場内で撮影した映像等をインターネット等で公開した場合、施設管理者は削除を命じることができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。